

西ドイツにおける支払準備制度の運用

1. はしがき

西ドイツの支払準備制度についてはすでに調査月報（7月号）で紹介したが、紙面の関係から具体的な運用面についての説明は割愛せざるを得なかつた。本稿はこの点を検討し前稿を補足せんとするものである。

金融政策の具体的運用は、一方において物価、国際収支の動向をはじめ、生産、雇用、財政などの推移をにらみ合わせて定められるとともに、他方においては中央銀行が利用しうる金融政策手段と、所与の経済的背景のもとでそれがいかなる作用を持つかということとによって制約されることは言をまたない。したがつて支払準備制度の具体的運用面を理解するためには、準備率操作時の経済的背景について説明を加えることが必要であろう。本稿では準備率操作との関係において西ドイツ経済の推移の基本的性格を指摘しつつ、準備率操作の具体的事例を検討してみたい。西ドイツ経済の推移は準備率操作との関係において下記のごとく特徴づけることができる。

- (1) 通貨改革およびその後のインフレ期（1948年6月～1949年3月）—1948年12月1日準備率引上げ
- (2) 景気後退と共に伴う雇用増大政策の時期（1949年3月～1950年6月）—1949年6月1日および9月1日準備率引下げ
- (3) 朝鮮動乱ブームによる国際収支悪化に対処する信用引締時期（1950年6月～1952年5月）—1950年10月1日準備率引上げ
- (4) 国際収支の改善に伴い生産増加を計ろうとした信用緩和時期（1952年5月～1955年5月）—1952年5月1日、9月1日および1953年2月1日準備率引下げ（1952年5月1日は準備率調整に伴う引下げである）
- (5) 完全雇用への接近と投資による過熱景気に対処する信用引締時期（1955年5月以降）—1955年9月1日準備率引上げ

なお、以上各時期を通ずる財政および国際収支の動きを概観すると、まず財政収支は(1)(2)(3)の時期を通じて赤字であつたが、1952年頃から好転し、その後税収の自然増加と再軍備遅延による防衛費の滞留とにより大幅の黒字を続け、1956年6月末レンダー・バンクにおける政府預金残高は75億マルク（平衡請求権の一時買戻しに運用されているものを含む。1955/56年度予算の25%）に達している。また国際収支は(1)(2)(3)の時期を通じ1951年までは赤字であつたが、1952年以降引き続き黒字を続けている。財政の黒字が出超による資金流出を相当程度相殺していることは注目に値する。

以下においては準備率操作の具体的事例について検討することにする。

2. 支払準備率操作の事例

準備率操作は前述のごとく8回にわたつて行われている。以下においては引上げと引下げとに分ち、個々のケースについて検討することにする（第1、第2表参照）。

(1) 支払準備率の引上げ

(1) 1948年12月—準備率引上げが公定歩合変更を伴わず単独に行われた唯一の事例である。当時金融機関は、通貨改革による新通貨供給とその後の預金増加により、多額の過剰準備（1948年の過剰準備額は明らかでないが、金融機関の過剰準備は準備率引上げ後の1949年1月においても準備義務額の35%に達していた。）を有していたため、公定歩合引上げの効果が疑問視されたうえ、政府が発足していなかつたため（政府の発足は1949年9月）売却すべき証券も皆無であつた。

レンダー・バンクは物価上昇を抑えるため、1948年11月半ば金融機関に対し貸出残高の釘づけを要請したが、さらに12月銀行地域（州中央銀行本支店所在地）所在金融機関の要求預金につき、準備率の5%引上げを行つた。準備率引上げによる資金吸收（3億マルク）が当時の金融機関の貸付額（公共団体に対する貸付を除く）の7%に達

している点から見ても、この引上げが相当ドラスチックなものであつたことが明らかであろう。

銀行地域の要求預金のみについて準備率の変更を行つたことは異例のことであるが、これは当時要求預金以外の預金は僅少で、かつそれが都市銀行に集中していたという事実によるものと思われる。

(口) 1950年10月——朝鮮動乱による思惑的輸入増大を抑制するため、貯蓄預金を除くすべての預金につき準備率の5%引上げが行われた。これは準備率操作が国際収支の赤字克復策として用いられた例として特徴づけられよう。

すでに同年9月頃より中央銀行貸出は市中貸出増大を映じて大幅に増加しており、金融機関の過剰準備は皆無の状況にあつた。他方財政は赤字であつたが、赤字財政による市中流動性の増加は輸入為替売却による資金吸収によつてほぼ相殺されていた。したがつて準備率の引上げは積極的に金融機関の信用拡張限度を減少せしめ、インフレを抑圧せんとする意図を有したものと解せられなければならない。

しかしながら準備率引上げのみによつては所期の効果を挙げることが出来なかつた。これは朝鮮動乱を背景として資金需要が極めて旺盛であつたためではあるが、一方金融機関側にも準備義務増加による収益減少をカバーせんとする底流があつたこともいなめないと言わわれている。

このような状況に対処して、レンダー・バンクは10月27日公定歩合を2%引上げ(公定割引歩合4%を6%へ、貸付歩合5%を7%へ)、さらに11月2日州中央銀行に対し、金融機関に対する手形割引残高の10%圧縮を指令した。これらの措置は金利引上げにより資金需要を抑制するとともに、金融機関の中央銀行借入による貸出増加を不可能ならしめ、準備率引上げの効果を確保せんとしたものと考えられる。

レンダー・バンクは引続き1951年1月いわゆる信用準則(Kreditrichtlinien注1)を定め、また同年2月末市中金融機関信用量の10億マルク削減を指令した。これらの措置も準備率引上げを含む前記引締措置を補完するものとして意味を有することはないまでもない。なおこの種の措置はその

後改廃をみているが、1952年以降のいわゆる再割枠(Rediskontkontingente注2)はその発展したものにほかならず、中央銀行貸出の存在下において支払準備制度の効果を確保するための有力な武器となつたものである。

(注1) 金融機関の主要資産科目の自己資本および預金に対する比率、現金比率などについての基準を指示したもの。中央銀行から借入れを受けんとする金融機関はこの基準を満さなくてはならない(詳細は調査月報29年9月参照)。銀行は同準則によつて自己資本の強化を要請されている。

(注2) 再割枠は前述の市中信用量直接制限における最終貸付残高(1951年3月から1955年5月まで輸出金融は枠外)から出し、主として自己資本の増減に応じて増減する。ここに信用準則と再割枠との関連が見られる。

(ハ) 1955年9月——年初来のインフレ傾向に加え、出超による市中流動性増大が続いていたため、レンダー・バンクは5月来平衡請求権と交換に獲得した大蔵省証券をもつて売オペレーションを行つていたが(この間の事情については調査月報1月号参照)、交換された平衡請求権が6月28日までに12億マルクに達したにもかかわらず、市場資金の新規吸収額は3億マルク程度に止つていた。にもかかわらずフランクフルトのコール・レートが5月月央の3.5%を最低として8月まで引続き上昇し5.5%に達したことは、資金需要の旺盛もさることながら、オペレーションが一応の効果を収めたことを裏書きするものであろう。

しかしながら市中貸出の増勢は依然衰えなかつたため、レンダー・バンクは8月4日公定歩合を0.5%引上げる(公定割引歩合3%より3.5%へ、貸付歩合4%より4.5%へ)とともに、9月以降準備率1%引上げを決定した。レンダー・バンクはこの時の準備率の引上げにつき『準備率引上げは從来の公開市場政策を補完、促進したものである』

(同行8月報)と述べている。このことは売却材料たる政府証券が十分に存在し(9月初めレンダー・バンクの交換可能平衡請求権残高は675百万マルクに及んでいた。これに対して準備率引上げによつて吸収された資金は500百万マルクである)、レンダー・バンクも弾力的に公開市場レートを変更することができた(5月以来公定歩合引上げまで公開市場における売レートの引上げは三度に及んだ)にもかかわらず、市中資金需要が旺盛なインフレ期にあつては、なお公開市場操作のみをもつてしては必ずしも十分な引締効果を収め得ないことを物語るものであろう。

ただこの準備率操作が果して所期の効果を収め

得たかについては、その後中央銀行貸出も累増の一途をたどり、ついに1956年3月、5月の二度にわたり2%に及ぶ公定歩合引上げを行わざるを得なかつたことからも、なお不十分であつたと言わざるを得ない。その理由としては55年8月中央銀行貸出は19億マルクと極度に低下しており、各銀行が再割合に大幅な余裕を有していたことと、輸出関係手形が再割合から除外されていたため、輸出の好調によつて自然再割合が拡大せざるを得なかつた事実を挙げることができる。レンダー・バンクがさらに56年5月輸出手形を再割合内に含め、一挙に10億マルクに及ぶ歩合の縮小を行つたのはこの間の事情を考慮したものであり、同国における準備率操作と割引政策（公定歩合と再割合）との密接な関係を物語るものであろう。

(2) 支払準備率の引下げ

(イ) 1949年6月および9月——6月銀行地域および非銀行地域の要求払預金につき準備率引下げが行われた。本措置は同年3月の銀行信用釘付措置の廃止、5月の公定歩合0.5%引下げ（公定割引歩合5%より4.5%へ、貸付歩合6%より5.5%へ）に引続いて採用されたもので、1949年のデフレーションとこれに伴う失業増加に対し、銀行の信用コストを引下げるとともに、金融機関の信用供与力を増加する意図を以て行われたものである。レンダー・バンクは同時に見返り資金引当の投資信用の前貸、平衡請求権の一時買上げなどの措置により資金供給を行つてゐる。本措置は同年9月の準備率引下げと並んで景気上昇策として支払準備制度が積極的に利用された事例といふことが出来る。

同年7月には引続き公定歩合も引下げられたが（公定割引歩合4.5%より4%へ、貸付歩合5.5%より5%へ）、9月には要求払預金、定期預金について再度準備率の引下げが行われた。再度にわたる準備率の引下げによる放出資金量は350百万マルクに及んだが、これらの諸措置により市中金融機関の短期貸出が、1949年第1・四半期月平均増加311百万マルクから、7月402百万マルク、8月801百万マルク、9月430百万マルクと順調に増加した点からみて、この措置は成功したものといふことが出来よう。

(ロ) 1952年9月および1953年2月——52年9月の準

備率引下げは、同年5月公定歩合引下げ（公定割引歩合6%より5%へ、貸付歩合7%より6%へ）によつて開始された金融緩和措置を補完する目的をもつて、8月公定歩合の引下げ（公定割引歩合5%より4.5%へ、貸付歩合6%より5.5%へ）措置とともに採用されたものであり、53年2月の準備率操作も同じ目的をもつて公定歩合引下げ（公定割引歩合4.5%より4%へ、貸付歩合5.5%より5%へ）とともに採用されたものである。

9月の準備率引下げについてレンダー・バンクは「景気活動を大幅に刺激しようとするものではないが、上昇過程にある経済活動を更に促進し、ある程度金融機関の信用供与力を増加せんとするものである」と述べている。再度の準備率引下げは準備率操作の弾力性を回復するとともに、景気の順調な上昇と経済成長の促進とを意図したものと考えられる。

再度の準備率引下げにより準備率はほぼ制度実施当時の水準に復したが、その後三度にわたり公定歩合の引下げをみたにもかからず準備率が据置かれたことは、同国において要求払預金10%、定期預金5%、貯蓄預金4%程度（貯蓄預金は法定最低限度）の準備率を維持することが望ましいと判断されたことによるものであろう。

(3) 準備率調整——1952年5月

朝鮮事変以後、預金の伸びに地域的不均衡が著しかつたため（一例を挙げると工業の中心地たるノルトライン・ウエストファーレン州では朝鮮事変後51年末まで50%以上預金が増加したのに対し、ニーダーザクセン、シュレスウイッヒホルスタイン州などの農業地域の預金増加は各々32%、29%に止つていた）、主として収益上の見地から貯蓄銀行、信用金庫筋から準備率の引下げが要望されていた。準備率の調整は経済情勢の好転期を把えて、要求払預金、定期預金につき金融機関の規模による準備区分を加え、金融機関の負担の均衡化を計つたものである。この措置により大銀行や中規模の銀行の負担はほとんど軽減されなかつたが、信用金庫、貯蓄銀行の流動性や収益性は増加し、平均準備率も10%から9.1%に低下したとされてゐる。

3. 支払準備制度運用上に見られる特色

以上西ドイツの支払準備率操作の具体的事例について個々に検討を加えてきた。以下においてはこれらを通じて見られる特色について検討したい。

(1) 運用の弾力性

運用の弾力性は、準備率操作が多彩な経済的環境の下で有効適切に使用されていること、運用に当つて準備率の機械的適用を避けていることの2点から指摘出来よう。

前者については (イ)準備率操作が国際収支の好況による持続的流動性増大の時期にインフレ対策として使用されているばかりではなく、国際収支赤字の時期においても同様に金融調節の手段として使用されていること。(ロ)デフレーションの時期において積極的景気回復の手段として使用されていること。(ハ)出超による金融緩和の時期においてもインフレの懸念が乏しい場合には、景気の順調な上昇を推進するための機能をも営んでいることなどの諸点を挙げなければならない。

また後者については準備率操作に当つて、預金種類別、金融機関所在地別、金融機関種類別に設けられている準備義務区分を活用し、機械的、一率的準備率操作を避けていることを指摘することが出来よう。

(2) 総合的金融政策の一環としての準備率操作

具体的事例につき前述したところによつて明らかに、準備率操作は常に金利政策、公開市場政策などその他の金融政策手段と併用され、これらの各種政策と相まつてその効果を發揮している。このことは決して準備率操作独自の価値を否定するものではない。むしろ準備率操作が金融機関の収益状況に影響する関係上、その操作にも自ら限界があることを示すものと解すべきであろう。以下においては他の金融政策手段との関連において準備率操作の意義を検討したい。

(1) 公開市場操作との関係

公開市場操作は55年半ばまで大幅に活用しうる段階になかつたため、前述のごとく1955年9月の準備率引上げまでほとんど積極的に活用されていなかつた。この点が西ドイツの支払準備制度が公開市場操作の代替物として使用されたといわれる

所以であろう。

しかしながら具体的事例について検討したところでも明らかな通り、準備率操作が公開市場操作に代位した時期があつたことはもちろん否定出来ないが(1948年12月、1949年6月、9月等)、1950年10月のごとく、公開市場操作を行い得ないような過小流動性の下で支払準備制度が活用されたことも否定出来ない。さらには1955年9月の準備率操作の例にみるごとく、中央銀行が公開市場操作を行いうる基盤がかなり存在していたにもかかわらず、経済情勢の変化によつて支払準備操作に頼らざるを得ない事態が発生していることにも注意しなくてはならない。

また支払準備率の存在自体が何ら準備率操作を行わない場合にも、市中預金の増加の一部を継続的に吸収することによつて、金融機関の信用供与限度を制約するという公開市場操作とは異なる独自の機能をも営んでいることも見のがしてはならない。

(ロ) 公定歩合政策との関係

具体的事例に従つて明らかに、準備率操作はほとんど常に公定歩合政策と併用され、割引枠の存在と相まつてその効果を挙げている。この点をとらえて、西ドイツの準備率操作をもつて貸出政策の一変型とする見解もわが国に見られるようである。

しかしながら公定歩合政策と準備率操作は本質を異にするもので、これらを併用することによつて公定歩合政策の効果を相互に補完強化出来ることは、西ドイツにおいて一般に認められているところである。レンダー・パンクの信用局長ラームスドルフは『公開市場政策の積極的推進後の中央銀行の金融政策手段—Das Kreditpolitische Instrumentarium des Zentralbanksystems nach Aktivierung der Offenmarktpolitik』なる論文において、「割引政策は未だ依然としてその重要性を失つていないが、(イ)公定歩合変更に伴う国際資本移動が減少していること (ロ)公定歩合変更に伴うコスト効果が租税政策によつて影響されること (ハ)危機的時期においては異常な要素(たとえば朝鮮動乱による国際商品価格の急上昇)が公定歩合変更の効果を減殺することなどにより、

近時その重要性は減少しており、いまや中央銀行の政策手段中支払準備制度が最も強力かつ不可欠（äusserst wirksam und unentbehrlich）なものとなつた。」と述べている（注）。西ドイツにおいて準備率操作が唯一の例外を除き、常に公定歩合政策と併用されていることは、かかる意味において理解さるべきであろう。

公定歩合政策がそれ自体有力な武器であり、また基本的金融政策手段であることはもとより否定し得ない。しかしながら朝鮮動乱のごとき非常事態には、金利政策のみを以てしては容易に成功を収め得ないことは経験の示すところである。また西ドイツのごとく貿易依存度の高い国においては公定歩合引上げにも自ら限度があり、かつまた1956年の公定歩合引上げが外資流入を招き金融市場を攪乱したことも衆知の事実であろう。1956年9月公定歩合が0.5%引下げられたが、現在なお巷間に準備率引上げの噂が絶えないのは、外資の流入を排し、資本市場における金利騰勢をある程度阻止しつつ、引締効果を維持するためには、公定歩合引上げをある程度に押えながら、準備率操作を活用することが有効であるとする考え方が同国において少なくないことを裏書きするものであり、資本市場が未発達な国における金利政策の在り方を示唆するものとして注目されよう。

（注）前レンダー・バンク理事 Otto Veit は
イ) 国内の金融政策と対外的金融政策との乖離（金利引上げが出超を増加せしめ国内インフレに拍車すること）
ロ) 財政上の投資優遇策のウェイト増大
ハ) 預金通貨のウェイト増加
を上げ公定歩合政策のウェイトが低下し、支払準備制度の重要さが増していることを主張している。

（ハ）再割合との関係

最後に西ドイツにおいて中央銀行貸出と準備預金が両建である点について検討を加えたい。

まずレンダー・バンク総裁はこの点につき「中央銀行が無制限に貸出をもつて準備金を供給する場合には支払準備制度は無意義となる」と述べている。しかしながら、このことは決して中央銀行貸出と準備金とが両建であれば、支払準備制度の意義がないということではない。西ドイツにおける中央銀行の貸出は主として財政の季節的変動と関連して変動しており、支払準備義務の増減と中央銀行貸出増加との間に直接的な関係を見出すことはむずかしい。

ただ季節的資金需要についても中央銀行に依存することが多いような資金不足の国において、準備率引上げが行われる場合、同時に中央銀行貸出が一時増加を見ることはやむを得ないところであろう。しかしながら具体的準備率操作の事例の項で述べた通り、準備率操作は中央銀行の貸出統制あるいは貸出枠の存在を前提とし、公定歩合政策と併用されているのであって、これによつて市中金融機関は準備義務の増加を中央銀行借入によつてまかなくことを阻止されるとともに、コスト上の圧迫をも受けることを否定できない。準備率操作の意義は全金融政策を総合した見地から考えらるべきであつて、かかる見地に立つ限り西ドイツにおける準備率操作は、中央銀行貸出と準備金との併存にもかかわらず十分効果を挙げているといふべきであろう。

さらに西ドイツにおいても金融機関の資金ポジションにはかなりの差異があり、貯蓄銀行などがほとんど中央銀行に依存しておらず、しかも増加しつつある財政余裕金がこれらの銀行に滞留し、特にこれらの金融機関を通ずる財政投資（住宅）が増大しているため、これらの銀行が近時コール資金の供給者として次第に重要性を増しつつある事実を看過できない（レンダー・バンク8月報）。1949年以降法定最低限度まで引下げられた貯蓄預金の準備率が、1956年9月に初めて引上げられたのはかかる事情によるものである。準備率操作は中央銀行貸出に依存しないこれらの銀行に対しても、中央銀行の影響力を及ぼさしめるとともに、これらの銀行の供給するコールの増減を通じて、中央銀行に借入のある銀行に対しては、さらに厳格な信用供与態度を要請する機能をも営んでいるのである。

4. む す び

以上述べてきたところによつて、西ドイツにおいて支払準備制度が金融調節手段として有効適切に活用されてきたことが明らかにされたであろう。同国の支払準備制度は通貨改革によつて導入され、範を米国にとつたものではあるが、いまや同国の有力な金融政策手段の一つとして一般に認められている。このことは1952年～1953年の中央銀行法改正案審議の際、政府が「支払準備制度は信用量規制のため第一線で役立つている」と述べ、

また自由民主党が「金融政策上古典的な手段のみでは決して十分でなく、その補完手段として支払準備制度は必要である」と述べていることに従っても明らかであろう。

本年8月24日閣議を通過した中央銀行法改正案(Bundesbankgesetz)でも、支払準備制度は中央銀行の主要な信用調節手段の一つとして法案中に

取り入れられており、準備率の上限が引き上げられ(貯蓄預金は10%と据置であるが、要求払預金は従来の20%から30%、定期預金は従来の10%から20%へ)下限が廃止されることによつて、より一層の弾力性が与えられるに至つてゐる。同国が支払準備制度に寄せる大きな期待はこの点からも十分看取しうるであろう。

第1表

西ドイツにおける預金支払準備率

| 実施年月日 | 要 求 扯 預 金 | | | | | | | | | | | | 定期性預金 | | | | | | 貯蓄預金 | |
|-------------|-----------|----|----|-------|----|----|------------|----|----|-------|---|---|----------|-----|---|-------|---|-----|------|--|
| | 「銀行地」(注1) | | | | | | 「非銀行地」(注1) | | | | | | 定期性預金 | | | | | | | |
| | 準備等級(注2) | | | 定期性預金 | | | 準備等級(注2) | | | 定期性預金 | | | 準備等級(注2) | | | 定期性預金 | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1948. 7. 1 | | | | 10 | | | | | | 10 | | | | | | 5 | | | 5 | |
| 12. 1 | | | | 15 | | | | | | 10 | | | | | | 5 | | | 5 | |
| 1949. 6. 1 | | | | 12 | | | | | | 9 | | | | | | 5 | | | 5 | |
| 9. 1 | | | | 10 | | | | | | 8 | | | | | | 4 | | | 4 | |
| 1950. 10. 1 | | | | 15 | | | | | | 12 | | | | | | 8 | | | 4 | |
| 1952. 5. 1 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7.5 | 7 | 6.5 | 6 | 5.5 | 4 | |
| 9. 1 | 12 | 12 | 11 | 11 | 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 5 | 5 | 4 | |
| 1953. 2. 1 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 5 | 5 | 4 | |
| 1955. 9. 1 | 12 | 12 | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 5 | |

(注1) 「銀行地」は州中央銀行またはその支店の所在地、「非銀行地」はそれ以外の地をいう。

(注2) 1952年5月1日以来金融機関は貯蓄預金を除き、下記のとおり債務総額に従つて6等級に分類された。
準備等級 1. 1億ドイツ・マルクおよびそれ以上 2. 5千万～1億ドイツ・マルク未満 3. 1千万～5千万ドイツ・マルク未満
4. 5百万～1千万ドイツ・マルク未満 5. 1百万～5百万ドイツ・マルク未満 6. 1百万ドイツ・マルク未満

第2表

準備率操作に関する金融指標

(単位百万マルク)

| 年次月 | 準備義務増減額 | 過剰準備額 | 過剰準備率% | 中央銀行貸出増減額 | 市中短期货出増減額 | 市中中長期货出増減額 | 年次月 | 準備義務増減額 | 過剰準備額 | 過剰準備率% | 中央銀行貸出増減額 | 市中短期货出増減額 | 市中中長期货出増減額 | 年次月 | 準備義務増減額 | 過剰準備額 | 過剰準備率% | 中央銀行貸出増減額 | |
|---------|---------|-------|--------|-----------|-----------|------------|---------|---------|-------|--------|-----------|-----------|------------|-----|---------|-------|--------|-----------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1949. 1 | 22 | 407 | 34.7 | - 169 | 292 | 232 | 1952. 8 | 55 | 63 | 2.8 | - 97 | 308 | 391 | | | | | | |
| 2 | 5 | 263 | 22.4 | 57 | 364 | 32 | 9 | - 266 | 52 | 2.6 | 25 | 539 | 421 | | | | | | |
| 3 | 21 | 272 | 22.7 | 19 | 277 | 59 | 10 | 31 | 69 | 3.4 | - 310 | 321 | 494 | | | | | | |
| 4 | 24 | 222 | 18.7 | - 2 | 335 | 63 | 11 | 31 | 59 | 2.9 | 14 | 307 | 484 | | | | | | |
| 5 | 35 | 291 | 23.2 | - 207 | 227 | 135 | 12 | 119 | 5.7 | 1,014 | 556 | 824 | | | | | | | |
| 6 | - 171 | 281 | 25.9 | - 140 | 273 | 696 | 計 | - 57 | | | - 1,506 | 3,580 | 4,626 | | | | | | |
| 7 | 7 | 140 | 12.8 | 214 | 402 | 29 | 1953. 1 | 83 | 81 | 8.0 | - 723 | 462 | 436 | | | | | | |
| 8 | 16 | 127 | 11.5 | 371 | 801 | 43 | 2 | - 62 | 58 | 2.4 | - 116 | 421 | 369 | | | | | | |
| 9 | - 170 | 169 | 18.0 | 262 | 430 | 153 | 3 | 22 | 58 | 3.2 | - 127 | 116 | 433 | | | | | | |
| 10 | 17 | 102 | 10.7 | 676 | 811 | 274 | 4 | 58 | 233 | 7.2 | - 409 | 222 | 576 | | | | | | |
| 11 | 1 | 87 | 9.1 | 658 | 655 | 249 | 5 | 70 | 107 | 4.1 | - 151 | 212 | 513 | | | | | | |
| 12 | - 11 | 154 | 16.3 | 359 | 403 | 285 | 6 | 53 | 67 | 2.3 | - 147 | 194 | 513 | | | | | | |
| 計 | - 204 | | 2,102 | 5,270 | 2,164 | 7 | 56 | 141 | 6.7 | - 363 | 138 | 545 | | | | | | | |
| 1950. 1 | 14 | 95 | 10.0 | 22 | 371 | 261 | 8 | 33 | 61 | 12.8 | 174 | 188 | 697 | | | | | | |
| 2 | - 5 | 74 | 7.7 | 78 | 391 | 314 | 9 | 23 | 53 | 2.2 | 225 | 485 | 655 | | | | | | |
| 3 | 8 | 78 | 8.1 | - 32 | 383 | 339 | 10 | 22 | 65 | 3.2 | - 218 | - 95 | 658 | | | | | | |
| 4 | 26 | 99 | 10.1 | - 142 | 141 | 270 | 11 | 71 | 61 | 2.6 | 63 | 157 | 603 | | | | | | |
| 5 | 41 | 84 | 8.1 | - 130 | 94 | 237 | 12 | 23 | 120 | 6.1 | 824 | 296 | 776 | | | | | | |
| 6 | 23 | 65 | 6.2 | - 109 | 198 | 554 | 計 | 388 | | | - 674 | 2,746 | 6,774 | | | | | | |
| 7 | 18 | 86 | 8.1 | - 99 | 281 | 329 | 1954. 計 | 363 | 173 | 6.1 | - 34 | 3,260 | 7,897 | | | | | | |
| 8 | 45 | 60 | 5.4 | - 150 | 204 | 481 | (年末) | (年末) | (年末) | | | | | | | | | | |
| 9 | 22 | 62 | 5.5 | 688 | 733 | 428 | 1955. 1 | 128 | 252 | 8.5 | - 1,174 | 442 | 684 | | | | | | |
| 10 | 576 | 49 | 2.9 | 670 | 664 | 482 | 2 | 9 | 67 | 2.3 | - 90 | 139 | 507 | | | | | | |
| 11 | 40 | 39 | 2.3 | 98 | 328 | 394 | 3 | 11 | 61 | 2.1 | 338 | 327 | 656 | | | | | | |
| 12 | - 4 | 84 | 4.8 | 313 | 353 | 536 | 4 | 45 | 203 | 6.7 | - 538 | - 38 | 748 | | | | | | |
| 計 | 804 | | 1,207 | 4,141 | 4,625 | 5 | 51 | 135 | 4.4 | 72 | 637 | 777 | | | | | | | |
| 1951. 計 | 360 | 102 | 4.8 | 345 | 2,614 | 4,091 | 6 | 33 | 66 | 2.1 | 424 | 233 | 770 | | | | | | |
| 1952. 1 | 65 | 68 | 3.1 | - 679 | 567 | 243 | 7 | 8 | 66 | 2.1 | 209 | - 106 | 1,166 | | | | | | |
| 2 | 19 | 50 | 2.3 | - 245 | 391 | 215 | 8 | 33 | 80 | 2.6 | - 441 | 26 | 925 | | | | | | |
| 3 | 29 | 84 | 3.7 | - 56 | 399 | 299 | 9 | 484 | 55 | 1.5 | 1,141 | 488 | 851 | | | | | | |
| 4 | 91 | 71 | 3.0 | - 751 | 29 | 223 | 10 | 12 | 72 | 2.0 | 137 | 24 | 1,016 | | | | | | |
| 5 | - 157 | 76 | 3.5 | - 297 | 77 | 376 | 11 | 39 | 73 | 2.0 | 6 | 137 | 876 | | | | | | |
| 6 | 4 | 57 | 2.6 | 385 | - 126 | 272 | 12 | - 12 | 201 | 5.5 | 1,223 | 716 | 1,192 | | | | | | |
| 7 | 29 | 80 | 3.6 | - 540 | 212 | 384 | 計 | 823 | | | 1,307 | 3,025 | 10,168 | | | | | | |